

横浜市地域交通サポート事業に係る実証運行補助金交付要綱

制定 平成20年4月1日 道企第38号
最近改正 令和5年3月29日 道企第1498号

(目的)

- 第1条** この要綱は、地域が主体となり地域にふさわしい交通サービスの検討を行う「横浜市地域交通サポート事業」を活用して、本格運行を見据えた実証運行を実施するに当たって、横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱（以下「技術支援要綱」という。）第11条第1項に基づき補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域交通活動

次に掲げる地域主体の交通サービスの実現に向けた活動をいう。

- ア 交通サービスの実現に向けた取り組みを行うための組織の設立等に関する検討
- イ 運行計画等の検討
- ウ 運行時の利用啓発等
- エ その他地域に係る交通サービスの実現に必要な事項

(2) 地域交通活動団体

地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体をいう。

(3) ワゴン型車両

地域交通サポート事業の実証運行に使用する定員6人乗り以上14人乗り以下の車両をいう。

(4) 車検に要する法定費用

地域交通サポート事業の実証運行に使用する車両の新規検査及び継続検査に必要となる自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、検査手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、技術支援要綱第6条から第7条までに基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体とする。

(補助対象経費、支援対象期間及び補助金額)

第4条 技術支援要綱第2条第1項第5号から第7号までの事業者による実証運行の実施に当たり補助の対象となる経費は、技術支援要綱別表1に掲げる内容の費用に対して同表に定める範囲とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、地域交通活動団体が次に定めるとおり市長に申請するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が市長に提出する申請書の提出期限は、運行事業者から地域交通活動団体に対して請求書が提出された日の翌月の末日とする。
- 3 前項の申請書は、技術支援要綱別表1に掲げる内容の費用に関する申請については実証運行の支援対象期間の終了日以後に、ワゴン型車両を賃借して用いる場合における同表第3号から第6号までに
関する申請についてはその行為の支出日以後に、それぞれ提出できるものとする。
- 4 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、実証運行補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。また、申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 実証運行収支報告書（第2号様式）
 - (2) 運賃等の収入及び運行経費の支出を証する書類又はその写し
- 5 補助金規則第5条第2項の規定にかかわらず市長が交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号、第2号及び第4号に定める書類とする。

（交付決定及び額の確定通知）

- 第6条** 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲で補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な範囲内において条件を付することができる。
 - 3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、補助金交付の決定及び額の確定の通知を実証運行補助金交付決定及び額の確定通知書（第3号様式）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
 - 4 補助金の交付をしないことと決定したときは、実証運行補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

- 第7条** 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日から30日を経過する日とする。

（補助金交付の請求）

- 第8条** 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、実証運行補助金交付請求書（第5号様式）により行わなければならない。

（調査）

- 第9条** 市長は、必要と認めるときは、地域交通活動団体及び運行事業者に必要な報告及び当該補助事業に関する書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金交付の決定の取消し及び返還）

- 第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 技術支援要綱及びこの要綱の規定に違反した場合
 - (2) 補助金の交付決定の条件に違反した場合

(3) 補助金規則第19条の規定のいずれかに該当する場合

(関係書類の保存期間等)

第11条 補助金の交付を受けた地域交通活動団体は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。それに必要な関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間とする。

2 市長及び地域交通活動団体は、補助金の交付に係る関係書類又はその写しを次の通り一般の閲覧に供する。

閲覧に供する者 閲覧に関する事項	地域交通活動団体	市長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他地域交通活動団体が指定する場所	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所
閲覧時間	地域交通活動団体が指定する時間	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所の事務取扱時間
閲覧期間	第5条から第8条にかかる書類にあっては補助金の交付を受けてから2年間。	

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。